

県立知念高等学校 防火・防災・安全計画

(1) 防火・防災計画

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、知念高等学校における防火防災管理業務について必要な事項を定め、火災その他の災害の防止と生命の安全を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 防火・防災組織は本校職員で構成する。

2 各係は別に定める。

(委員会)

第3条 防火・防災委員会は校長、教頭、事務長、各部主任及び各棟の火元責任者で構成する。

2 防火・防災委員会は次のことを行う。

- (1) 防火・防災計画の策定
- (2) 防火・防災思想の普及
- (3) 緊急連絡網の整備

第4条 防火・防災委員長は校長があたる。

2 委員長は次のことを行う。

- (1) 防火防災の統括
- (2) 関係機関との連絡・調整及び報告
- (3) 非常持ち出し文書等の指定及び表示

(防災管理者)

第5条 防火管理者は教頭をもって充てる。

2 防火管理者は次のことを行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更
- (2) 火気取り締まり責任者の割り当て
- (3) 消火、通報、避難訓練の計画・実施
- (4) 消火設備、高熱機器、可燃・薬物の点検及び管理指導
- (5) 火気の使用に関する指導監督
- (6) その他防火・防災管理上必要な事項

(火気取り締まり責任者)

第6条 各施設に火気取り締まり責任者を置く。

2 火気取り締まり責任者は別に定める。

第7条 火気取り締まり責任者は、退勤時に火気、電気等の保安点検を行うものとする。

(安全点検)

第8条 消防施設その他の安全点検は毎学期初めに行う。

(訓練)

第9条 防火・防災訓練は毎年11月に行う。

(附則)

第10条 防火・防災管理に関するその他の必要な事項は別に定める。

「暴風（特別）警報等」発令時の対応

1. 暴風警報、暴風特別警報及び大雨特別警報を「暴風（特別）警報等」という。
2. 沖縄本島中・南部に「暴風（特別）警報等」発令中は臨時休業とする。
3. 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」が午前6時までに解除かつバスが運行している場合は、通常通りの授業を行うものとする。
4. 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」が午前6時から正午までに解除かつバスが運行している場合は、5校時より授業開始する。
5. 沖縄本島中・南部の「暴風（特別）警報等」の解除が、正午以後に解除された場合は、引き続き臨時休業とする。